

## 他の大学院との間の単位互換による成績等取扱規程

平成22年3月31日

規程第6号

### (趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学大学院学則(平成21年規程第3号)第19条の規定に基づき、他の大学院との間の単位互換に関する協定により、他の大学院の授業を履修した学生の単位の認定及び成績の評価について必要な事項を定めるものとする。

### (単位の認定等)

第2条 他の大学院において履修した授業に係る単位については、別表に掲げる他の大学院において履修したものについて、博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては4単位を修了要件単位として認めるものとする。

2 単位の認定に当たっては、他の大学院から提供された授業科目について、あらかじめ提示した博士前期課程の基幹科目及び展開科目並びに博士後期課程の特別研究科目の分類に基づき認定するものとする。

### (成績評価)

第3条 他の大学院において履修した授業の成績については、他の大学院から提供された当該履修の点数を、本学大学院の成績評価基準に基づき評価するものとする。

2 前項の成績評価は、大学院運営会議がこれを行い、研究科長が決定する。

## 附 則

### (施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 別表(第2条関係)

・青森県立保健大学大学院